

平成30年度 京都市立新林小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では、いじめが発生しないように、積極的な生徒指導を施すこと。そして、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」「情報の共有化」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

①全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。

②いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。

③いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任
生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

イ 役割

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定

- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・SSWやSCと連携し、子どもの心理状態の把握、子どもや家庭の背景を見据えた指導を行う。

ウ 開催時期

月一回の通常いじめ委員会、必要が生じた時の臨時いじめ委員会。

エ 児童・保護者への周知方法

児童

- ・人権集会の中でのいじめに関するお話。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学級通信等での「コラム」の有効活用。

保護者

- ・ホームページに掲載。（学校だよりで掲載されていることの発信。）
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・校舎内の壁をきれいに維持する。汚れや落書きはその都度消す。
- ・学校内の掲示物の厳選。過度に掲示物を貼らないようにする。

イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫。
- ・生徒指導の機能が活かされた授業づくり
- ・少人数授業の推進
- ・教科担任制の積極的な導入
- ・自主学習プリントの工夫

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「なかよしの日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールソポーターによる非行防止教室の実施。

エ 呂童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・学校内人権月間、週間による呂童の「いじめ」撲滅キャンペーン
- ・呂童会主催の人権集会の実施。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
- ・朝会等を利用しての感動体験発表。

オ 呂童同士の絆づくり

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。
- ・部活動の充実。

(2) いじめの早期発見、積極的認知のための取組

ア 日常の呂童に関する情報共有

- ・日々の呂童の様子を書き込む新林日報の活用。
- ・職員朝会や職員会議での交流。
- ・生徒指導委員会での交流。

イ 呂童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の呂童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・SCとの連携による教育相談

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・結果は、担任だけにとどめず、学年、いじめ対策委員会で共有する。
- ・いじめにつながるような事案についても積極的認知し、いじめ対策委員会で話し合い改善する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・丁寧な事実確認を行う。
- ・いじめを受けた呂童とその保護者に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、その保護を第一と考える。
- ・いじめられた呂童には責任はない。
- ・いじめを行った呂童とその保護者には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行う。
- ・いじめを行った背景についても十分に考慮する。
- ・謝罪とその受け入れをもって、いじめが解決したと判断しない。その後注意深く観察する。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

※末尾のフローチャート参照

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと容易に判断するのではなく解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているか判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月以上、止んでいる状態。状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。教育委員会やいじめ対策委員会がさらに長期の期間が必要と判断した場合は、注視する期間を目安である3か月を超えて設定する。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じないこと

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質向上の取組（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案対処に関する校内研修。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

4 保護者、地域、関係機関との連携。

ア 保護者、地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・ホームページに掲載されていることを学校だより及び学級だよりにて知らせる。
- ・道徳または人権学習の参観授業の実施。人権に係る懇談会の実施。

5 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

- いじめ防止対策推進法28条第1項に基づき、市立学校は、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。

イ 重大事態への対処

- 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

学校が調査主体の場合

- 学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- 京都市教育委員会への調査結果の報告。
- 調査結果を踏まえた必要な措置。
- 同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- 京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」「早期発見・積極的認知の重要性」「児童・保護者への広報について」 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	「なかよし」の日	前年度のアンケート、クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）	学級懇談会①
5	いじめ対策委員会② 「いじめ等、気になる児童の確認」 学級経営方針・気になる児童の交流会	「なかよし」の日 縦割り活動の結団式 6年修学旅行 1年生を迎える会		家庭訪問週間
6	いじめ対策委員会③ 「いじめに関するアンケートの結果の共有」	「なかよし」の日 非行防止教室 5年山の家	第1回いじめに関するアンケートの実施	休日参観 学校運営協議会
7	いじめ対策委員会④ 「4～6月のいじめ事案経過」「学校評価アンケートの結果の共有」「PDCAサイクル」	「なかよし」の日 4年みさきの家	第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	個人懇談会① 学校評価アンケート①

8	いじめ対策委員会⑤ 「研修会に向けて」 「いじめ」に特化した研修会① 気になる児童中間報告			
9	いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」	「なかよし」の日		自由参観
10	いじめ対策委員会⑦ 「7~9月いじめ事案の経過」	「なかよし」の日 運動会		
11	いじめ対策委員会⑧ 「いじめに関するアンケート結果の共有」 「いじめ」に特化した研修会②	「なかよし」の日 学習発表会	第2回いじめに関するアンケートの実施	
12	いじめ対策委員会⑨ 「学校評価アンケート結果の共有」 「PDCAサイクル」	「なかよし」の日 人権集会	第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	個人懇談会② 学校評価アンケート②
1	いじめ対策委員会⑩ 「10~12月いじめ事案の経過」	「なかよし」の日 非行防止教室		人権学習の参観、懇談会
2	いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 気になる児童まとめ	「なかよし」の日		新1年入学説明会 学級懇談会②
3	いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCAサイクル」 年間の取組の見直し	「なかよし」の日 6年生を送る会		

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」(PDCAサイクルの期間)
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)
- ・ 「教育相談」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権学習の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行き情報等を共有する

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った指導

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）